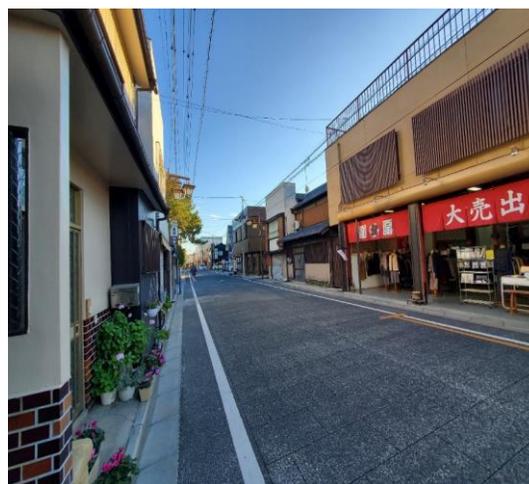


八幡通りのまち並みづくり

～まち並み景観整備事業～



都市整備部 都市計画課
令和6年1月12日

「行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画」に基づき、誰もが訪れたいくなる、誰もが誇りに思えるまち並み景観の整備を図るとともに、地域の活性化やにぎわいの創出につなげることを目的に「八幡通り」をモデル区間に選定し、令和元年度から令和3年度にかけて民間建築物等の外観修景整備を実施

概要

(1)対象(モデル)区間

- ・対象区間:八幡通り(約220m)

(2)概要

- ・補助期間:令和元年度～令和3年度
- ・補助内容
 - ア 景観整備するための計画策定(県1/2、市1/2)
 - イ 建築物等の外観修景整備 (県1/2、市1/2)
 - ウ 住民勉強会への講師派遣等(県:10/10)

(3)埼玉県によるモデル区間の選定

- H31.04.16 埼玉県による補助事業者募集開始
- R01.05.31 募集締め切り(応募自治体行田市のみ)
- R01.06.12 県選定委員会実施
- R01.08.18 モデル区間決定

【モデル区間】八幡通り



八幡通りの「多様性」を尊重しながら、通りの魅力を創出するためのルールを策定

建築物	
高さ	・建物の高さは、現状のまち並みをいかすものとし、2階から3階のスカイラインを整えるものとする
軒先、壁面位置	・大きく後退せずに、できるだけそろえて連続性を生みだすものとする
開口部	・建具は木製で、黒又は茶系を推奨するものとする ・伝統的な和風の意匠を継承するものとし、かつ、生活感を八幡通りから出さないために、縦格子等を設置することが望ましいものとする
壁面の素材と色彩	・素材は自由とする ・色彩は現状のまち並みの色味をいかすものとし、木の色等の自然素材や風土色等、温かみを持つものを基調とする ・色彩の範囲は既存のまち並みの基調色に即すものとする



附属施設	
空調の室外機等	・八幡通りからなるべく見えにくい位置に設置するものとする ・やむを得ない場合は、囲い等を設置するなど景観上に配慮するものとする
暖簾、看板、オーニング	・店先のショップフロントに暖簾、庇の上に看板の設置、庇のない店には新たにオーニングを設置する等、統一したデザインアイテムで賑わいと風情を創出するものとする
自動販売機	・色彩は茶色や灰色とし、照明や表示物は機能上必要最小限のものとする ・建築物の軒下に納まるように努め、複数設置する場合は、高さやデザインをそろえるものとする

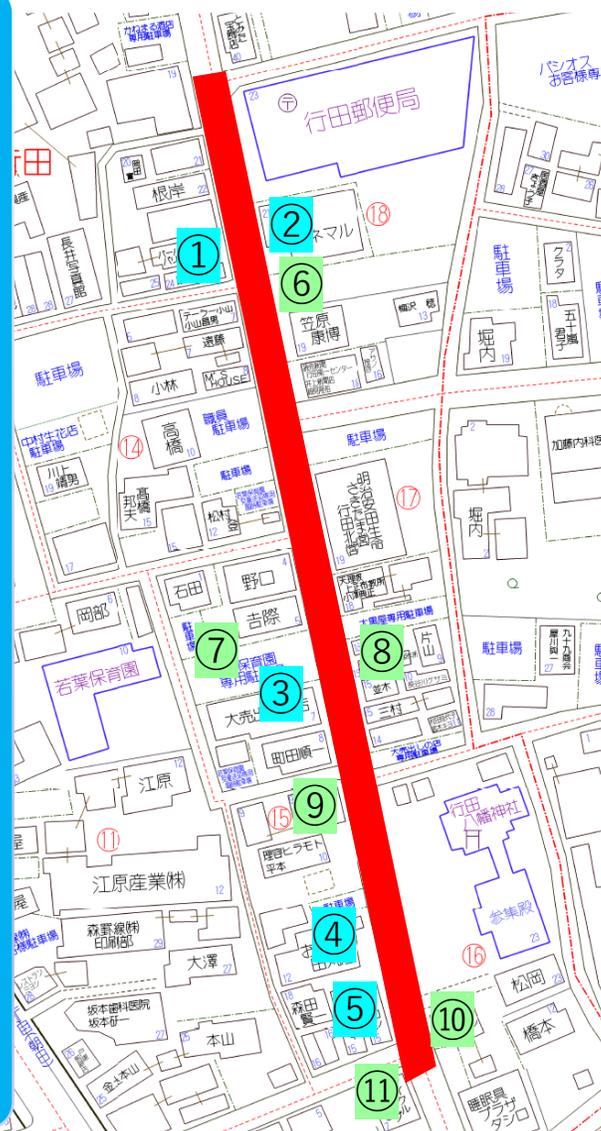
屋外空間	
広告物	・通り全体で調和がとれるような材料、色彩等に配慮するものとする ・点滅するような電飾は避けるものとする ・高彩度色や蛍光色はできるだけ使用しないものとする。ただし、アクセントカラーとして効果的に使うのは認めるものとする
門、塀、さく	・木、石、土、漆喰、瓦等の使用を基本とし、二次製品を活用する場合も伝統的な和風の意匠を基本とする
駐車場	・通り沿いに設ける場合は、出入りに支障のない範囲で塀やさくを設け、通りの連続性に配慮するものとする

建物等改修に伴う補助金 全11件 2,130.5万円(令和2年度:5件1,000万円 令和3年度:6件1,130.5万円)

(令和2年度改修一覧)

(令和3年度改修一覧)

番号	申請者	事業内容
①	パリー シャン	外壁サイディング張工事、 窓額縁取及び格子取付工 事等
②	カネマル 酒店	外壁塗装工事、入口部分タ イル取付工事、格子取付等
③	大売出し の店	外壁サイディング張工事、 窓格子設置工事、外部塗装 工事等
④	田丸屋	外壁工事、看板工事
⑤	シャロン	外壁塗装及び補修工事、 木製格子取付工事等



番号	申請者	事業内容
⑥	大藤宅	塗装工事、板塀工事、 看板設置工事等
⑦	若葉保育園	塗装工事、基礎設置工事 等
⑧	丸宮パッキ ング製作所	外壁工事、建具工事等
⑨	長野屋	縦格子工事、サイディング 張り工事等
⑩	関口タイル	外壁改修工事、外壁塗装 工事、格子取付工事等
⑪	野原輪業 有限会社	外壁工事、塗装工事、 看板設置工事等

建物等改修に伴う補助金 全11件 2,130.5万円(令和2年度:5件1,000万円 令和3年度:6件1,130.5万円)

(令和2年度改修例)

(令和3年度改修例)



①



②



③



⑤



⑧



⑨



⑩



⑪



成果指標1(好感度)	
指標	来訪者が感じるまち並み整備の好感度
方法	来訪者にアンケート調査を実施し、まち並み整備についての好感度を5点(非常に良い)から1点(非常に良くない)まで点数化し、その平均点を求める
従前値 (令和元年11月)	来訪者が感じるまち並み整備の好感度
目標値 (令和4年度末)	現状値×10%上昇 3.60点
実績値 (令和4年11月)	3.89点

成果指標2(歩行者通行量)	
指標	歩行者通行量の増加 (八幡神社前の往復人数を指標の対象)
方法	平日休日12時間、両方向、3か所で調査を実施 ※3か所での実施であるが、成果指標対象は八幡神社前とする
従前値 (平日:令和元年12月 休日:令和2年1月)	平日:537人 休日:1,239人
目標値 (令和4年度末)	現状値×10%上昇 平日:591人 休日:1,363人
実績値 (平日:令和4年12月 休日:令和5年1月)	平日:375人 休日:1,859人

まち並み景観整備事業

- ・「埼玉県まち並み景観形成モデル事業補助金」は令和3年度で終了したものの、歴史的なまち並みの景観を維持・整備には、継続的な取組が必要
- ・令和4年度以降も、行田市ふるさとづくり事業のうち、「歴史的まち並み景観整備事業(B事業)」として実施する

ふるさとづくり事業(八幡通り沿線)の見直し内容

★補助率

10/10(上限200万円)から2/3(上限100万円)に変更

★対象区間

県道128号から睡眠具プラザタシロまで範囲を拡大
【約220mから約300mに】

★対象者

物件の所有者又は借受人へ変更

